

一関市協働推進 基本計画(第2次)

～輪っしょい みんなで一緒に まちづくり～

令和4年3月
一関市

まえがき

一関市は、「協働のまちづくり推進」を施策に掲げ、平成 22 年 12 月に「一関市協働推進アクションプラン」を策定し、協働のための「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に取り組み始めました。

協働の定義を「継続的な話し合いと合意形成」とし、市民と行政が対等に話し合いを行い、課題や解決方法に向き合う土台を構築してきました。これは、一関市総合計画をはじめとする各種計画の策定時における市民参加型のワークショップの実施など、市民参画の推進につながっています。

平成 26 年 4 月には、アクションプランに基づき「一関市地域協働推進計画」を策定し、協働のための仕組みづくりを具現化する取組の展開により、地域協働体の設立や、市民センターを中心とした地域づくりなどが始まり、今日に至ります。

現在、時間の経過と共に目的意識の変化や、少子高齢化の進行・人口減少など、社会情勢が大きく変動しており、地域が抱える課題や市民ニーズも複雑化・多様化していることから、地域協働によるまちづくりは、今後ますます欠くことのできないものとなります。

そのため、これまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応し、協働のまちづくりをより一層推進するため、「協働推進アクションプラン」を改め、「一関市協働推進基本計画」として、新たな指針を策定することとしました。

これまでの指針を見直すことによって、協働の目的や基本原則を確認し、これからの協働を考え、多様な主体と協働によるまちづくりを推進しようとするものです。

第1章 基本計画の役割等と目指すまちの姿

第1節 基本計画の役割

一関市協働推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、市民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、自らが主体となって、連携して活力と魅力あるまちづくりを進めるための、基本的な方向と取組の仕方を示すものです。

第2節 基本計画の位置づけ

この基本計画は、一関市総合計画（以下「総合計画」という。）を上位計画とし、総合計画で定める「市民と行政の協働のまちづくりの推進」の実行計画とするものです。

第3節 基本計画で目指すまちの姿

この基本計画で目指すまちの姿は、総合計画に示されている将来像「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を実現するため、すべての人が地域を支え、創る一員として行動し、未来に向かって発展していくよう、次のとおりとします。

「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会」

第2章 協働の考え方

第1節 協働とは

協働とは、「協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること」をいいます。

また、一関市では、協働のスタイルとなる行動基準を次の3点とします。

- ① 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。
- ② 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。
- ③ 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。

市民組織：自治会、各種団体、市民活動団体、まちづくり団体、ボランティア団体など

第2節 協働の必要性

（1）社会的な背景

① 「市民ニーズの多様化・高度化と補完性の原則」

地域における多様化・高度化した市民ニーズに応えるため、市民、各種団体、企業、行政など、多様な主体が相互理解のもと、共に行動することが求められています。

② 「住民自治の充実」

市民主体の住みよい地域を形成するため、一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、自らが実践する、自主自立の取組によるまちづくりが必要です。

（2）取組の必要性

- ① これまで取り組んできたまちづくりをさらに進め、持続可能なものにするため、郷土に誇りと愛着を持ち、地域の特性や課題などを共有しながら、自らがまちづくりの担い手であるという意識をもってまちづくりに参画していく必要があります。

- ② また、「身近な地域（自治会等：小さな地域コミュニティ）のつながりを大切にしていこう」という意識を高め、市民と行政とがお互いの信頼関係を構築し、連携して課題に取り組んでいく必要があります。

第3節 協働の原則

○一関市では、協働の原則を次の5点とします。

①自主、自立、対等の原則

自主性を尊重し、自立してそれぞれの持てる力を発揮し合うこと。

また、対等な横の関係にあって、お互いを補完し合い、おのこの独自性や専門性を高めていくこと。

②相互理解、目的共有の原則

お互いの立場や特性を十分に理解し、協働の目的や役割、活動に必要な情報を共有し、お互いの信頼関係を築いていくこと。

③公正、公平、公開の原則

選定や活動に対する評価において、公正、公平な判断を行い、協働の取組が誰からも理解が得られるように、積極的に情報を公開し、説明責任を果たしていくこと。

④評価・検証の原則

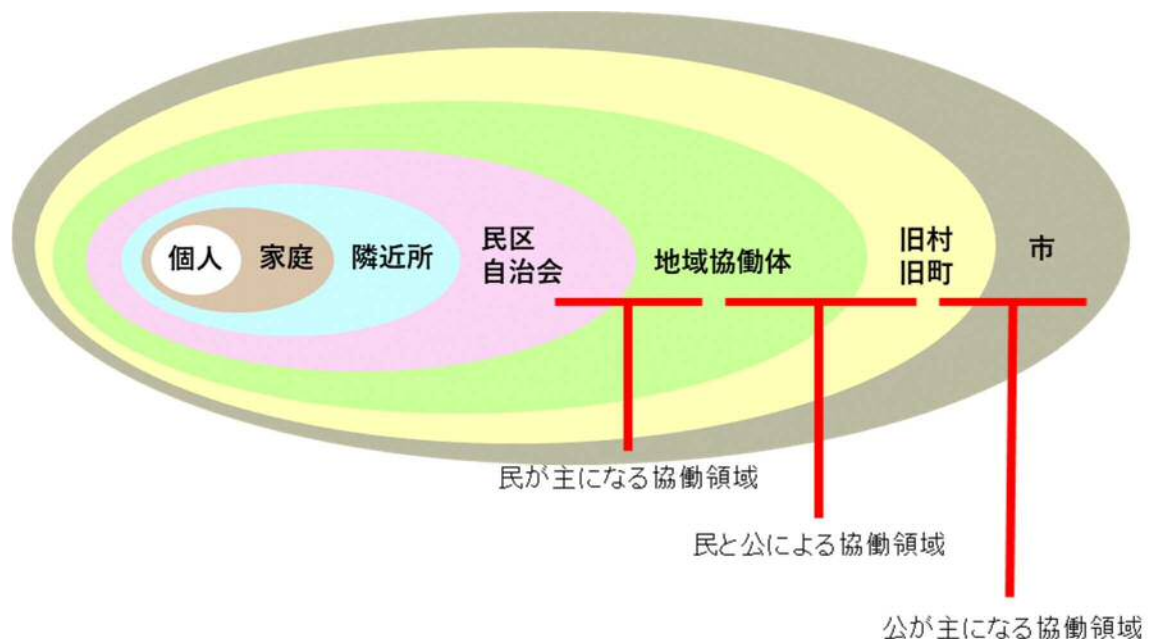
行政が負担する予算、事業規模等が、当初企図したとおり完結したかどうかなど、協働して取り組んだ事業の評価・検証を行うこと。

⑤話し合いの継続の原則

上記の四つの原則を踏まえ、話し合いを継続していくこと。

○補完性の原則

これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、市民、地域、行政等が連携し、お互いが支えあい、補完しながら解決するという「補完性の原則」の考え方を基本に進めていきます。



補完性の原則：個人や家庭、地域でできることは自助・共助で解決し、それでもできない場合は、地域と行政との協働、もしくは公助として行政が補完、支援すること。

【協働の目指すイメージ図】

咲かせよう協働の花

基本計画で目指すまちの姿
協働の仕組みが実践される住み良い地域社会

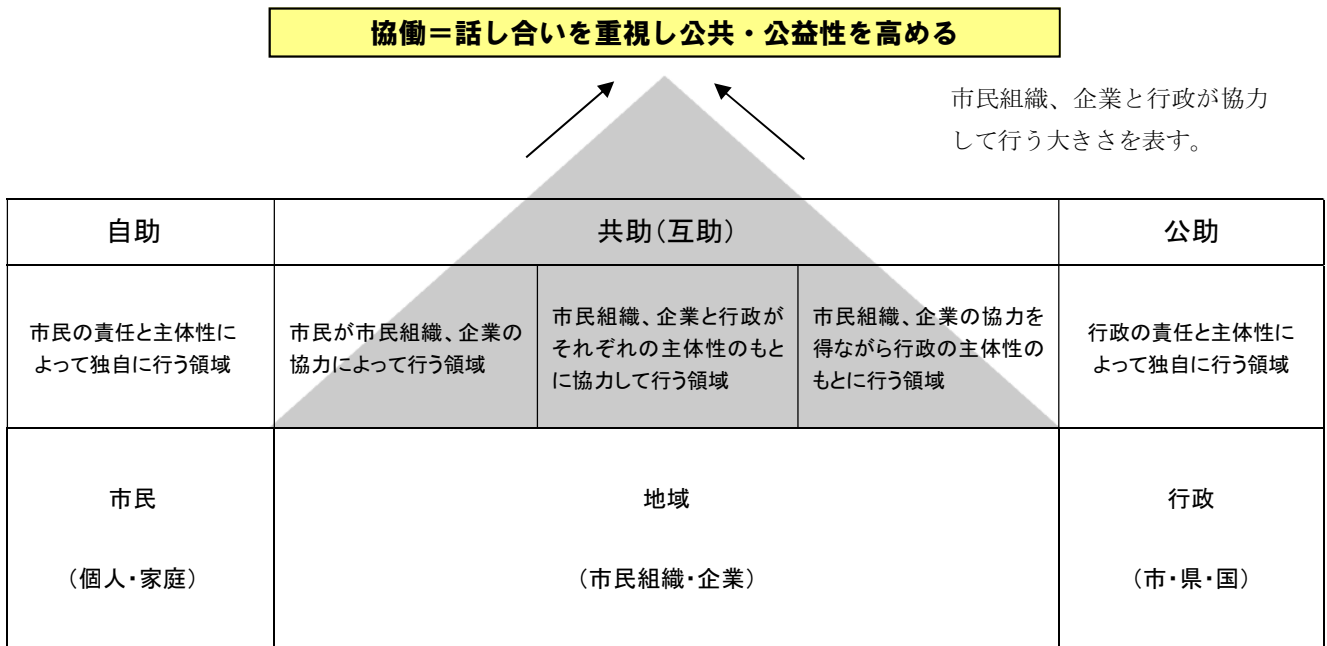


第4節 協働の領域

協働で取り組むことがふさわしい活動の領域の考え方は、次の3点とします。

- ① 社会の変化や市民のニーズに合わせて考えていくこと。
- ② 役割分担と責任の範囲について考えていくこと。
- ③ 協働する相手の現状を認識して合意していくこと。

【協働の仕組みのイメージ図】



自助：自分の責任で、自分自身が行うこと。

共助：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

互助：特定の目的を達成するため、互いに助け合うこと。今日、福祉や災害復興などに関し、新しい互助の形が注目されている。

公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。

第5節 協働による効果

①個人

- ア 市民ニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスの提供を受けることができます。
- イ 自治会活動、市民活動などに参画する機会が増え、自己啓発や自己実現につながります。
- ウ 自治の基本ともいえる自己決定・自己責任を基調とする、市民が主体となったまちづくりが推進されます。

②自治会等

- ア 役員の担い手育成や、負担軽減などが図られ、持続可能性につながります。
- イ 話し合いへの参加の機会が広がり、より多くの市民による活動が可能となります。
- ウ 組織のレベルアップを図ることも可能になります。

③市民活動団体

- ア 専門分野の課題を把握することができ、専門性が高まります。
- イ 行政との相互理解が図られ、改善提案ができます。
- ウ 企業との連携により、より専門的な事業や研究が可能となります。

④企業

- ア 地域の一員として、社会的信頼が高まります。
- イ 専門性を活かした人的、技術的な社会貢献が可能となります。

⑤行政

- ア 市民ニーズの把握と施策決定の透明性が確保されます。
- イ 市民と共通した認識で施策を実行することができます。
- ウ 事務事業の見直しにより、新たな市民ニーズへの対応が可能となります。

第3章 協働の取組



本計画の目指す姿 『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』

基本方針(1) 地域協働の仕組みと組織づくり

地域協働体による市民主体の地域づくりをさらに進めるため、地域における調整、推進役を担う地域協働体の仕組みと組織づくりに取り組みます。

基本方針(2) 地域人材の育成と確保

これからの地域を担う人材、特に若者の自主性や主体性を醸成するため、若者が参加しやすい仕組みづくりや幅広い世代の参加機会の創出などに努めるとともに、経験別や分野別などのそれぞれのステージに応じた各種研修会等を開催し、地域人材の育成と確保に取り組みます。

基本方針(3) 地域の特性を活かした取組の推進

地域協働体において、それぞれの地域の特性を活かした取組を進めるとともに、地域が抱える課題の解決を図るため、地域づくり計画に基づき実施する事業を支援します。

また、地域や行政、各種団体等が連携した取組を促進するとともに、地域協働体や自治会等が活動しやすい環境づくりを進めます。

基本方針(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化

地域協働を推進するため、地域協働体相互の交流を促進していくとともに、協働のメインパートナーである地域協働体と行政との連携を強化します。

基本方針(5) 企業の参画促進

地域の一員である企業の協働の取組への参画を促進し、地域住民、行政、各種団体と一体となった協働のまちづくりを進めます。

第4章 協働の取組の推進

第1節 一関市協働推進会議の設置

一関市の協働推進について、全市的な情報共有、意見交換等を行う中核組織として、一関市協働推進会議（以下「市協働推進会議」という。）を市長が設置します。

●会議の概要

- 委員の構成 市長が指名する職員、市民組織の代表者など計20名以内
- 役割 ①協働の取組の推進状況の評価・検証
②協働で取り組んだ事業の評価・検証、情報共有、意見交換等
③協働推進の全市的課題についての情報共有、意見交換等
④基本計画の見直しが必要な場合の意見のとりまとめ

第2節 市民活動センター等の中間支援

これまでどおり、市民活動センター、社会福祉協議会などを中間支援組織として位置づけ、組織相互の連携促進と市民組織の活動を支援します。

●地域協働体等の活動及び運営の支援

- ・話し合いのためのファシリテーターの派遣
- ・リーダー育成や運営上必要となる業務等の研修会の開催
- ・活動に対する助言 など

●社会教育事業に関する支援

- ・指定管理市民センターにおける社会教育事業の充実を図るため、定期的な巡回相談や助言などによる社会教育事業の企画等を支援

第3節 評価・検証

(1) 客観的評価・検証

行政は、協働で取り組んだ事業について、参加者を対象としたアンケート調査や、意見募集等を行い、第三者視点による評価に努めるとともに、市協働推進会議で以下の視点から客観的な評価・検証を行います。

- ①想定した事業の目標や成果が達成されたか
- ②費用に見合った成果が達成されたか
- ③継続した話し合いがなされたか

(2) 改善策の検討

行政は、想定した目標や成果が達成できなかった場合は、その原因と改善策を検討し、目標や成果が達成できた場合でもさらに効果を高めるための方策等を以下の点から検討していきます。

- ①市民の特性がより良く発揮されているか
- ②市民組織の創意工夫がより良く発揮されているか
- ③行財政改革の効果が表れているか

(3) 評価・検証結果の公表

行政は、協働で取り組んだ事業の評価・検証の結果について、市民に公表します。

第4節 基本計画の見直し

この基本計画は、市協働推進会議の意見を踏まえて、総合計画の策定の翌年度に見直します。

一関市協働推進基本計画
(第2次)

一関市

〒021-0851 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-2111(代)

FAX 0191-21-2164

E-Mail machi@city.ichinoseki.iwate.jp

編集 一関市まちづくり推進部まちづくり推進課